

第16回選挙管理委員会 会次第

令和6年10月14日(月)
午後4時～

1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第3項の規定による選挙人名簿の選挙時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第22条第3項の規定により、10月14日における選挙人名簿の選挙時登録を行うとともに同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和6年 10月14日	492,744人	225,112人	267,632人
令和6年 9月 1日	492,670人	225,002人	267,668人
増 減	74人	110人	▲36人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

法律名	条項	項目	算出根拠	告示する数
地方自治法	第74条第1項	条例の制定、改廃の請求	1/50	9,855人
	第75条第1項	事務監査の請求		
	第76条第1項	議会の解散の請求	40万を超える数の1/6に 40万の1/3 を加えた数	148,792人
	第80条第1項	議員の解職の請求		
	第81条第1項	長の解職の請求		
	第86条第1項	主要公務員の解職の請求		
市町村の合併の特例等に関する法律	第4条第1項	合併協議会設置の請求	1/50	9,855人
	第5条第1項	同上(関係市町村からの請求)		
	第4条第11項	投票の請求	1/6	82,124人
	第5条第15項	同上(関係市町村からの請求)		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項	教育長等の解職の請求	40万を超える数の1/6に 40万の1/3 を加えた数	148,792人

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

第2号（本市を転出後、4箇月を経過した者）

抹消対象者	令和6年6月1日から令和6年6月13日までの表示者
抹消対象期間	令和6年10月2日から令和6年10月14日まで
抹消対象者数	男 172人 女 169人 <u>合計 341人</u>

(4) 鹿児島県選挙事務等取扱規程第17条の3に基づく在外選挙人名簿登録者数の県選管への報告について

公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条の規定による在外選挙人名簿者数を鹿児島県選挙事務等取扱規程第17条の3に基づき、令和6年10月14日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選管へ報告します。

前回までの登録者	244人
今回の新規登録者	6人
<u>今回の抹消者</u>	<u>4人</u>
登録者数	246人

(5) 鹿児島市選挙事務手続規程の一部改正について

10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査と11月24日執行の鹿児島市長選挙及び鹿児島市議会議員補欠選挙において、既存の投票所が使用できず、代替施設も確保できない投票区について、近接する投票区と合区するため、規程の別表の一部を改正するものです。

改正規程第1条で合区することを定め、第2条において次回の選挙から回復（元に戻す）ことを定めます。

・第205区「ラ・サール学園」を第201区「谷山小学校」へ合区

(6) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票区及び投票所の設置並びにその告示について

公職選挙法第39条の規定に基づき、155投票区における投票所を設置するとともに、同法第41条第1項の規定により告示します。

【前回（県知事選）からの変更】

・第205区ラ・サール学園 → 第201区谷山小学校へ合区 計1減

- (7) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の閉鎖時刻の繰上げ及びその告示について

公職選挙法第40条第1項ただし書きの規定に基づき、48投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までとすることを定め、同条第2項の規定により告示します。

- (8) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を選任し、告示するものです。

第1区 開票管理者	馬場 竹彦	同職務代理者	岩佐 睦美
第2区 開票管理者	中崎 新一郎	同職務代理者	三輪 全子

- (9) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任並びに告示について

公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任するとともに、同令の規定によりその住所、氏名、従事すべき時間を告示します。

- (10) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時の決定並びにその告示について

公職選挙法第63条の規定に基づき、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票場所及び日時を定め、同法第64条により告示します。

開票の場所	鹿児島市鴨池公園多目的屋内運動場（鴨池ドーム）
開票の日時	令和6年10月27日（日） 午後9時30分

- (11) 最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等掲示の場所について

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条第1項において、審査の告示日の翌日から1投票区に1箇所以上、審査に付される裁判官の氏名等を掲示しなければならないと定められています。

掲示場所は、投票所の入り口付近に設置する小選挙区のポスター掲示場に併設することとし、最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程第1条に基づき、その場所を告示するものです。

- (12) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじの実施方法及びくじの実施日時等の告示について

開票立会人となるべき者の届出が10人を超えた場合及び同一政党等に属する候補者の届出が3人以上あった場合のくじの実施方法を定めるとともに、くじの場所及び日時を告示します。

くじの場所 鹿児島市選挙管理委員会室
くじの日時 令和6年10月24日（木） 午後5時15分

- (13) 衆議院議員総選挙に伴う個人演説会等開催申出が競合した場合のくじの実施日時等の告示について （専決処分報告）

公職選挙法第163条に基づく個人演説会等の開催申出が競合した場合は、同法施行令第113条において、選挙管理委員会がくじで定めることを規定していることから、このくじの方法を定めるとともに、市個人演説会等開催手続規則第6条第1項の規定により、くじの実施日時及び場所を予め告示することとなっておりますが、今回は、実施予定日時までの公表期間を考慮し、10月9日（水）に馬場委員長の決裁をいただき、同日告示したことを報告します。

くじの日時 令和6年10月15日（火） 午後5時30分
くじの場所 選挙管理委員会室（市役所別館3階）

- (14) 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲示の順序を定めるくじの実施方法及びくじの実施日時等の告示について （専決処分報告）

公職選挙法第175条第3項により、投票記載所の氏名等掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会がくじで定めることと規定されていることから、そのくじの方法について定めるとともに、その実施日時及び場所を告示することとなっておりますが、今回は、実施予定日時までの公表期間を考慮し、10月9日（水）に馬場委員長の決裁をいただき、同日告示したことを報告します。

くじの日時 令和6年10月15日（日） 午後5時15分
くじの場所 選挙管理委員会室（市役所別館3階）

(15) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の設置場所の告示について (専決処分報告)

公職選挙法第144条の2第1項の規定に基づくポスター掲示場の設置につきましては、同条第4項の規定により、設置したときは直ちに告示することとなっていることから、10月9日(水)に馬場委員長の決裁をいただき、同日告示したことを報告します。

ポスター掲示場設置数 746箇所

(16) 鹿児島市長選挙及び鹿児島市議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ及びその告示について

公職選挙法第40条第1項ただし書きの規定に基づき、48投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までとすることを定め、同条第2項の規定により告示します。

(17) 衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場設置減数の修正について

10月2日(水)の選挙管理委員会で決裁を受けた数に修正がありました。

(理由) 第205区投票区(ラ・サール学園)が第201区投票区(谷山小学校)に合区となることによる修正による

法定掲示場数	減数しようとする数	減数後の設置数
(修正前) 1, 144	(修正前) 398	746
(修正後) 1, 137	(修正後) 391	

(18) 鹿児島市長選挙及び鹿児島市議会議員補欠選挙における期日前投票所の設置及び日時について

公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第40条の2第2項及び第41条第1項の規定に基づき、鹿児島市長選挙及び鹿児島市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所及び日時について告示するものです。

※別紙参照

- (19) 鹿児島市長選挙及び鹿児島市議会議員補欠選挙における投票区及び投票所の設置並びにその告示について

公職選挙法第39条の規定に基づき、155投票区における投票所を設置するとともに、同法第41条第1項の規定により告示します。

※第205区ラ・サール学園 → 第201区谷山小学校へ合区

- (20) その他

- ① 令和6年10月7日付け選挙管理委員会事務局職員の併任について

【対象者】 保護第一課 専門員 横山 中
保護第二課 主任 末吉 棕輝

【期 間】 令和6年10月31日まで